

兵庫県議会「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」可決を受けた会長談話

2014年（平成26年）10月24日

兵庫県弁護士会

会長 武本 夕香子

平成26年10月24日、平成26年第324回兵庫県議会において「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」（以下、「本意見書」という。）が全会一致で可決された。

本意見書においては、次のような指摘がなされた。すなわち、司法改革に伴う司法試験合格者数の拡大によって、需給バランスが崩れオン・ザ・ジョブトレーニング（OJT）の欠如が深刻化するようになった。また、司法修習生の給費制の廃止など法曹になるまでの負担増により、法曹となった時点で多額の負債を抱える者が発生するようになった。こうした事情のもと、法曹志願者が激減していること及び法曹の質の低下が懸念されることといった現状のもと、最終的にはエンドユーザーである国民が不利益を被ることになるということが指摘されている。

当会は、このような内容の意見書が、県民の投票により選ばれた議員で構成される兵庫県議会において、全会一致で可決されたことを高く評価する。

兵庫県議会は、本意見書の結論として、国に対し「国民の利益を適正に確保するため、適正な法曹人口となるよう年間司法試験合格者数を大幅に減少させるなど、一刻も早く法曹の供給過多を解消するとともに、法曹養成制度全体を抜本的に見直すことを強く要望する」旨記載している。同様の議会意見書は、既に8つの道県議会（北海道、宮城、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、佐賀）のほか、多数の市町村議会において可決されている。兵庫県議会における可決はこれらに続くものであり、近畿地方の地方議会においては初めて可決されたもので、その意義はきわめて大きい。

当会は平成22年3月23日に「司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とするよう求める」との臨時総会決議を行った。兵庫県議会における本意見書可決は、当会の意見が決して市民感覚に反するものではなく、むしろ県民の意思に合致することを裏付けるもので、当会は、この意見書の内容を高く評価するとともに、市民の人権擁護と社会正義実現のために意見書に賛成した兵庫県議会県会議員に対し大いに敬意を表する。

当会は、今回の兵庫県議会の本意見書決議をふまえ、上記臨時総会決議の内容を実現するためにさらに努力する決意であることを改めて表明する次第である。

以上